

理由

現行工場法、全施行令、並に全施行規則等の法令並に其の行政解釋は労働者保護立法として遺憾の点が多いのである。仍て吾等は其の改正を期するものである。然し乍ら従つて理想を画いて現實を忘るゝことは却つて吾等の此の目的に及する結果を招来するので、此處には可能と思惟せる、こので列挙し本改正運動を成功せしむんとするものである。

改正要點

一、臨時期間の制定

臨時職工の期間は其の雇傭の形式方法の如何を問はず一ヶ月とし、一ヶ月を過ぎたる場合は何等の手續を経ること無くとも常備職工とすること。

二、賃銀の決定方法

工場法の「賃銀」は健康保険の標準賃銀とし、若し是れが日給額より低下せる場合は日給額を以て賃銀とすること。

三、休業扶助金の改正

休業扶助金は全治する迄、賃銀百分六十以上を支給せしむるやう工場法施行令第六條の但書は削除すること。

一、障害扶助料の増額

現行	改正増額案
一、一號 五百四十日分以上	七百三十日分以上
二、二號 三百六十日分以上	此の間を合理的に規定すること。
三、三號 百八十日分以上	
四、四號 四十日 以上	八十日分以上

一、業務上の疾病の範圍の擴大

苟しくも業務に基く疾病（所謂職業病）は是れを業務上の疾病として取扱ふやう行政解釋を改正すること。

一、罰則の改正